

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前																																						
<table border="1"> <tr><td>策定年月日</td><td>平成6年2月14日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成12年7月4日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成14年4月1日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成18年3月28日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成22年3月12日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成23年3月31日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成26年6月30日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成28年4月1日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>令和3年4月1日</td></tr> <tr><td><u>変更年月日</u></td><td><u>令和5年 月 日</u></td></tr> </table>	策定年月日	平成6年2月14日	変更年月日	平成12年7月4日	変更年月日	平成14年4月1日	変更年月日	平成18年3月28日	変更年月日	平成22年3月12日	変更年月日	平成23年3月31日	変更年月日	平成26年6月30日	変更年月日	平成28年4月1日	変更年月日	令和3年4月1日	<u>変更年月日</u>	<u>令和5年 月 日</u>	<table border="1"> <tr><td>策定年月日</td><td>平成6年2月14日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成12年7月4日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成14年4月1日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成18年3月28日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成22年3月12日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成23年3月31日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成26年6月30日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>平成28年4月1日</td></tr> <tr><td>変更年月日</td><td>令和3年4月1日</td></tr> </table>	策定年月日	平成6年2月14日	変更年月日	平成12年7月4日	変更年月日	平成14年4月1日	変更年月日	平成18年3月28日	変更年月日	平成22年3月12日	変更年月日	平成23年3月31日	変更年月日	平成26年6月30日	変更年月日	平成28年4月1日	変更年月日	令和3年4月1日
策定年月日	平成6年2月14日																																						
変更年月日	平成12年7月4日																																						
変更年月日	平成14年4月1日																																						
変更年月日	平成18年3月28日																																						
変更年月日	平成22年3月12日																																						
変更年月日	平成23年3月31日																																						
変更年月日	平成26年6月30日																																						
変更年月日	平成28年4月1日																																						
変更年月日	令和3年4月1日																																						
<u>変更年月日</u>	<u>令和5年 月 日</u>																																						
策定年月日	平成6年2月14日																																						
変更年月日	平成12年7月4日																																						
変更年月日	平成14年4月1日																																						
変更年月日	平成18年3月28日																																						
変更年月日	平成22年3月12日																																						
変更年月日	平成23年3月31日																																						
変更年月日	平成26年6月30日																																						
変更年月日	平成28年4月1日																																						
変更年月日	令和3年4月1日																																						
<p style="text-align: center;">愛媛県農業経営基盤強化促進 に関する基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年 月</u></p> <p style="text-align: center;">愛 媛 県</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県農業経営基盤強化促進 に関する基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年4月</u></p> <p style="text-align: center;">愛 媛 県</p>																																						

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
目 次	目 次
第1～3 省略	第1～3 省略
<p><u>第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</u></p>	
<p><u>1 農業を担う者の確保及び育成方針</u></p>	
<p><u>2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針</u></p>	
<p><u>3 県の取組方針</u></p>	
<p><u>4 関係機関の連携・役割分担</u></p>	
<p><u>5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</u></p>	
<p><u>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u> 効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>
<p>第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</p>	<p>第5 農業経営基盤強化促進事業に実施に関する基本的な事項</p>
<p>第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項</p>	<p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項</p>
<p>農業地帯別目標営農類型基本的指標 省略</p>	<p>農業地帯別目標営農類型基本的指標 省略</p>

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第1～3 省略</p> <p><u>第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</u></p> <p><u>1 農業を担う者の確保及び育成方針</u></p> <p><u>本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、農業者の主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるように重点的に支援する。</u></p> <p><u>また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。</u></p> <p><u>さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」(継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。)についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。</u></p> <p><u>また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化や農業分野におけるデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。</u></p> <p><u>2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針</u></p> <p><u>県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を、愛媛県農業経営・就農支援センター(以下「支援センター」という。)としての業務を行う拠点と位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。</u></p> <p><u>支援センターは、以下(1)～(4)の業務を行うこととする。</u></p> <p><u>(1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動</u></p> <p><u>(2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動</u></p> <p><u>(3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応</u></p> <p><u>(4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整</u></p> <p><u>支援センターの運営に当たっては、愛媛県農林水産部農政企画局農地・担い手対策室(以下「農地・担い手対策室」という。)が指導・監督を行うとともに、支援センターは、普及組織、市町、愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会、</u></p>	<p>第1～3 省略</p>

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会、株式会社日本政策金融公庫松山支店、公益財団法人えひめ産業振興財団と相互に連携してサポートを行うものとする。</u></p> <p><u>就農支援センターの相談窓口については、公益社団法人えひめ農林漁業振興機構に設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展、経営継承までのサポートを一貫して行うものとする。</u></p> <p><u>3 県の取組方針</u></p> <p><u>県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターと連携して、農業の魅力発信、市町・地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用した PR 活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。</u></p> <p><u>県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。</u></p> <p><u>認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、普及組織により計画的に巡回指導等を行う。</u></p> <p><u>県は、えひめ農業未来カレッジ（農業大学校）において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業分野におけるデジタル人材の育成に取り組む。</u></p> <p><u>4 関係機関の連携・役割分担</u></p> <p><u>支援センターは、関係機関と連携し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行うとともに、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業により青年農業者確保育成活動等を推進する。</u></p> <p><u>市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。</u></p> <p><u>愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。</u></p> <p><u>一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。</u></p> <p><u>株式会社日本政策金融公庫松山支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。</u></p> <p><u>公益財団法人えひめ産業振興財団は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用したサポートを行う。</u></p> <p><u>個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コ</u></p>	

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前						
<p><u>コミュニケーションづくりを行う。</u></p> <p><u>5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</u></p> <p><u>市町は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。</u></p> <p><u>支援センターは、市町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。</u></p> <p><u>支援センター及び普及組織は、就農等希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。</u></p> <p><u>市町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。</u></p> <p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び<u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u></p> <p>上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td> <td style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">備</td> <td style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">考</td> </tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考	<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td> <td style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">備</td> <td style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">考</td> </tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考					
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考					

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 0;">69%</p> <p>※ 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>※ 当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえて、平成25年度に国から愛媛県に割り当てられた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。</p> <p>※ 目標年次は、令和5年とする。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 0;">69%</p> <p>※ 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>※ 当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえて、平成25年度に国から愛媛県に割り当てられた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。</p> <p>※ 目標年次は、令和5年とする。</p>

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、市町、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第3で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、T P P等による新たな国際環境を見据え、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。

このため、県は関係各課、農業関係試験研究機関、普及組織、基盤整備部局等県内の指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、県土地改良事業団体連合会等関係団体との間で愛媛県農地中間管理事業推進会議を設置すること等により相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業とともに、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第3で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、T P P等による新たな国際環境を見据え、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。

このため、県は関係各課、農業関係試験研究機関、普及組織、基盤整備部局等県内の指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、県土地改良事業団体連合会等関係団体との間で愛媛県農地中間管理事業推進会議を設置すること等により相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業とともに、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市町が策定する「<u>地域計画</u>」において地域の<u>農業を担う者</u>として位置付けられるよう促す。</p> <p>なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 推進体制の整備</p> <p>普及組織等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入する場合においては、農用地の貸付け等に当たり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。</p> <p>また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。</p>	<p>措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市町が策定する「<u>人・農地プラン</u>」において地域の<u>中心的な経営体</u>として位置付けられるよう促す。</p> <p>なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。</p> <p>(1) <u>利用権設定等促進事業</u></p> <p><u>利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を農作業受託も含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努めるとともに、農地所有適格法人による利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようとするものとする。</u></p> <p><u>また、土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難になりつつある農山村農業地帯においては、生産組織の育成等を図りつつ効率的な作業単位の形成を図るとともに、法人化を強力に進める。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 推進体制の整備</p> <p>普及組織等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入場合においては、農用地の貸付け等に当たり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。</p> <p>また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。</p>

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="color: red; text-decoration: underline;">支援センターは、関係機関等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、公益財団えひめ農林漁業振興機構が計画する青年農業者の育成確保対策事業を通じた青年農業者確保育成活動等を推進することで、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成を図る。</p> <p>(4) 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 定着に向けた取組</p> <p>(ア) 安定的な経営体への成長を促す機会の提供</p> <p>市町が策定する「<u>地域計画</u>」に地域の<u>農業を担う者</u>として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。</p> <p>(イ) 新規自営就農のための技術、経営、資金等に関する指導活動の強化</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">各地方局農林水産振興部農業振興課及び各支局地域農業育成室に「担い手確保育成対策推進班」を設置し、新規就農のための技術・経営・資金等に関する情報の提供や各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談等、多様な支援活動を行う。</p> <p>ウ～エ 省略</p>	<p>(5) 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 定着に向けた取組</p> <p>(ア) 安定的な経営体への成長を促す機会の提供</p> <p>市町が策定する「<u>人・農地プラン</u>」に地域の<u>中心的な経営体</u>として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。</p> <p>(イ) 新規自営就農のための技術、経営、資金等に関する指導活動の強化</p> <p>各地方局<u>産業経済部産業振興課</u>（以下「<u>産業振興課</u>」という。）に「担い手確保育成対策推進班」を設置し、新規就農のための技術・経営・資金等に関する情報の提供や各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談等、多様な支援活動を行う。</p> <p>ウ～エ 省略</p> <p>オ <u>新規就農青年等の就農促進に関する業務を行う団体・機関の相互連携</u></p> <p>(ア) <u>青年農業者等育成センターの位置づけ</u></p> <p>県は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を愛媛県青年農業者等育成センター（以下「<u>育成センター</u>」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。</p> <p>(イ) <u>就農支援体制の整備</u></p> <p><u>新規就農青年等の就農促進に係る効率的な支援体制を確立するため育成センターを中心として、産業振興課、市町、県農業会議、県農地中間管理機構、農業協同組合、労働局、公共職業安定所、集落、農業法人等との緊密な連携をとった支援体制を構築する。</u></p> <p>(ウ) <u>関係者による支援活動の推進</u></p> <p><u>産業振興課、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の指導機関・団体で構成する「青年農業者育成対策協議会」並びに「若い農業者育成対策推進会議」を普及地区段階に設置し、それぞれの機能を生かしつつ有機的な連携を図り、地域ぐるみの育成確保活動を推進する。</u></p> <p>(エ) <u>関係機関・団体の役割</u></p> <p>① <u>県は、育成センターの指導・監督を行うとともに、産業振興課において、就農希望者の掘り起こしから就農、経営確立に至る発展過程に添ったきめ細かな指導・支援活動及び農業大学校では実践的な研修教育指導等を行う。</u></p>

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第6 省略</p>	<p>② <u>育成センターは、産業振興課、市町、県農業会議、県農地中間管理機構、農業協同組合、労働局、公共職業安定所、集落、農業法人等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、公益財団が計画する青年農業者の育成確保対策事業を通じた青年農業者確保育成活動等を推進する。</u></p> <p>③ <u>県農業会議、県農地中間管理機構、市町農業委員会は、青年農業者等に対する農地等に関する情報の収集・提供、相談等を行う。</u></p> <p>④ <u>市町、農業協同組合は、就農希望者等に対する就農地の生活情報、住宅等に関する情報提供、各種補助事業実施の指導等を行う。</u></p> <p>⑤ <u>集落では、新規就農者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。</u></p> <p>第6 省略</p>